

## 第 5 章 会 計

- 第 31 条 1 本会の事業、行事の運営のための原資は、入会金、拠出金、寄付金、運営協力金及びその他の収入によるものとする。
- 2 正会員は、入会金 10,000 円を納入するものとする。
- 3 運営協力金（1 口 1,000 円とし口数は問わない）は、毎年度会員から募る。
- 第 32 条 財産処分に関しては、拡大役員会の議決を経て実行する。
- 第 33 条 本会の会計年度は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

### 附 則

1. 会員の慶弔等について、次の基準により行うことを内規として定める。
  - (1) 会長が退任したとき及び賛助会員が転任又は退職したときは、記念品を贈呈する。
  - (2) 会長、賛助会員及び名誉会員が死亡したときは、香典を贈り弔意を表す。
  - (3) 正会員及び特別会員の慶弔は、原則として行なわない。但し特別の事情があるときは、会長及び事務局員が協議して処理し執行役員会で報告する。

この会則は、本会設立の日から実施する。

この会則の一部改正は、昭和 56 年 7 月 26 日から実施する。

この会則の一部改正は、昭和 58 年 7 月 31 日から実施する。

この会則の一部改正は、昭和 60 年 7 月 28 日から実施する。

この会則の一部改正は、昭和 63 年 7 月 23 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 2 年 7 月 22 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 5 年 7 月 25 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 10 年 7 月 26 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 11 年 7 月 25 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 13 年 7 月 22 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 14 年 7 月 28 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 17 年 7 月 31 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 18 年 7 月 30 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 23 年 7 月 24 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 28 年 7 月 31 日から実施する。

この会則の一部改正は、平成 29 年 7 月 30 日から実施する。

この会則の一部改正は、令和 元年 8 月 4 日から実施する。

この会則の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。